

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「憂鬱でなければ仕事じゃない」と言ってくれたのは幻冬舎の見城徹社長ですが、誰もが「仕事はどうしてこんなに辛いんだろう」と思っているはず。思い通りに進まず、うまくいかないことの方がほとんどだからです。

ヤマト運輸の小口宅急便の初日の発送個数は 11 個でした。セブンイレブンのおにぎりは当初、各店舗で数個しか売れなかったと言います。それでも、好転するまで改善する努力を怠りませんでした。その努力の差が経営力の差となります。結果が出るまであきらめない。勝負は長丁場です。

私の書棚より

○「正しいことをやっている」と、世間は必ず味方する」でしょうし、「間違っていると必ず人が離れ、行き詰ることがやってきます。まず企業経営者は社会貢献を目指して、企業活動の中心にそれを置くことで繁栄していくのです。

○どれだけ緻密に練った経営計画を立てても、経営者である自分の考え方が変わらなければ、結果として経営体質の改善にはつながりません。

「無敵の経営」
北川八郎著 サンマーク出版

税務アンテナ

□ マイナンバーを記載しなければならないこととされている税務関係書類について、マイナンバーの収集、管理の負担を軽減するために記載を省略することができる書類を財務省のホームページで公表しています。例えば、所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書などがあります。

なお、この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべき書類について適用されますが、施行日前において記載がなくても、改めてマイナンバーを求められことはありません。

□ 暦年課税による贈与財産は、贈与者の相続開始 3 年以内の贈与であれば相続税の課税対象になりますが、相続時精算課税による贈与財産は、贈与者の相続開始時期に係わらず常に相続税の課税対象になります。

暦年課税と相続時精算課税に係る贈与財産は贈与時の価額により相続税の課税価格に算入されるとともに、相続税額から既に納付済の贈与税額は控除されます。

また、相続時精算課税では、相続税額から控除しきれない贈与税額は還付されますが、暦年課税では、相続税額から控除しきれない贈与税額は還付されません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 5 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 所得税の予定納税額の通知
30 日	○ 4 月決算法人の確定申告 ○ 10 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 7 月、10 月、28 年 1 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 6 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------

今月の贈る言葉『配られたカードで勝負するしかないのさ』 by スヌーピー